

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
(日本海の海域)の告示案について

1. 告示の趣旨

中型さけ・ます流し網漁業は、許可の有効期限が平成23年3月19日に満了するため、新たに許可を行うに当たり、漁業法第58条第1項の規定に基づき、許可又は起業の認可をすべき隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて告示するものである。

また、当該漁業は国際交渉の結果によって操業の内容が大きく左右されることから、許可の有効期間を通常5年間より短い期間で定めるものである。

2. 告示の内容

(1) ①から③に示す船舶の総トン数、操業区域及び操業期間の区分において、許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数は4隻とする。

①船舶の総トン数別の区分

ア 旧トン数適用船舶であって30トン以上153トン未満のもの

イ 旧トン数適用船舶以外の船舶であって30トン以上185トン未満のもの

②操業区域

概ね北緯46度の線以南、北緯37度の線以北の日本海の海域

③操業期間

平成23年3月20日から同年7月10日まで(ロシア200海里水域内においては平成23年3月20日から同年7月5日まで)

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間は平成22年11月告示日から平成23年2月28日までとする。

(3) 許可の有効期間は平成23年3月20日から平成24年3月19日までとする。